

第13回 定時株主総会

招集ご通知



日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時

※受付開始は、午前9時を予定しております。



場所

大阪市中央区本町橋2-31
シティプラザ大阪
2階大宴会場「旬」

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■ 決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件

<株主提案>

- 第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 第4号議案 自己株式取得の件

<株主様へのお願い>

・新型コロナウイルスの感染拡大により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.vitalksk.co.jp>) においてお知らせいたします。

株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。



目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	30
株主総会参考書類	35

株式会社 バイタルケーエスケーホールディングス

証券コード 3151

(証券コード 3151)
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都世田谷区弦巻一丁目1番12号
株式会社 **バイタルケースケーホールディングス**
代表取締役社長 **村 井 泰 介**

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権行使を行っていただくようご推奨申し上げます。書面又はインターネットにより議決権を行使する方法は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述の案内に従って2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2-31
シティプラザ大阪 2階大宴会場「旬」
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第13期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - <会社提案>
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - <株主提案>
 - 第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
 - 第4号議案 自己株式取得の件

4. 来場される株主様へ

- (1) 運営スタッフは、感染予防のため、マスクを着用して対応させていただきます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会会場内はマスクの着用等をお願いいたします。
- (3) 株主総会会場受付横に非接触の体温測定器を設置しております。発熱等が確認された株主様はご入場をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- (4) 会場の座席は、従来より間隔を空けた配置にしておりますが、余裕をもった着座をお願いいたします。
- (5) 株主総会の議事は、感染予防のため開催時間を短縮する観点から、事業報告及び議案の詳細な説明は省略させていただくことを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集通知に記載の事業報告及び株主総会参考書類を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

5. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、48頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.vitalksk.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告
(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス（COVID-19）禍が継続する中、新型コロナワクチンの接種は進んでおりますが、依然先行きの見えない状態が続いております。

当社グループの主たる事業である医薬品卸売事業につきましては、国の医療費抑制策により2018年以降、毎年薬価改定が行われるようになり、2021年4月の中間年改定では、その範囲が当初の想定を大きく上回る規模となり、薬剤費は2021年度予算ベースで約4,300億円のマイナス改定となりました。

このような中、当社グループは2020年3月期から2022年3月期までの3年間にわたる第4次中期経営計画の最終年度となりました。第4次中期経営計画では、第3次中期経営計画で掲げた2025年に目指す姿としての長期ビジョン「医療・介護を支える商品やサービスを戦略的に提供することにより、地域・コミュニティのヘルスケアになくてはならない存在となる」に引き続き取り組みました。そして、当該長期ビジョンの下、第4次中期経営計画の中期ビジョンを「選ばれる企業集団になる」とし、実践課題として「1. 低成長下においても利益を創出し続ける医療用医薬品卸売事業体制の確立」「2. エマージングビジネス（※1）の成長・拡大による収益増」「3. グループ経営体制の強化」を掲げ、さらに、当該中期ビジョンを実現するため、4つの基本方針「効果的・効率的グループ経営によるグループ総合力の発揮」「提供機能の拡充・整備と成長領域へのフォーカス」「地域のヘルスケアのコーディネートとサポートやソリューションの提供」「強み・リソースを活用した新たな収益策や事業の展開」に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高577,249百万円（前年同期比107.5%）、営業利益2,945百万円（前年同期は2,260百万円の営業損失）、経常利益は、5,834百万円（前年同期比841.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は、4,770百万円（前年同期比407.1%）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は1,106百万円減少しましたが、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益への影響はございません。

※1 エマージングビジネス：医療用医薬品卸売事業以外の事業

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 医薬品卸売事業

医薬品卸売事業におきましては、前期は新型コロナウイルス感染拡大の影響による患者の受診抑制や手術等の治療延期により、医薬品の需要が大きく減少しましたが、当連結会計期間では、当社予想を上回る回復をしました。また、新型コロナ関連商品の販売やレンタルが好調に推移いたしました。

前期は市場競争が激化しただけでなく新型コロナ禍の影響もあり、お得意先との価格交渉期間が十分に確保できず、これまで取り組んできた流通改善の一つである単品単価交渉が推進できませんでした。当連結会計年度におきましては、安定供給体制を維持していくためにも、流通改善ガイドラインの趣旨に沿って、単品単価交渉の推進や医薬品の価値を踏まえた適正価格での取引に全力で取り組みました。加えて、業務プロセス見直しによるコスト削減にも注力しました。そのような中、国や自治体から受託した新型コロナワクチンの配送業務、基本型接種施設業務、小分け業務にも注力し、新型コロナの収束に向けた社会的使命を果たしております。

その結果、売上高は544,249百万円（前年同期比107.5%）、セグメント利益（営業利益）は、2,443百万円（前年同期は2,542百万円のセグメント損失）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1,107百万円減少しましたが、セグメント利益への影響はございません。

② 薬局事業

薬局事業におきましては、連結会社が1社増えたことと、前年に比べ受取処方箋枚数が増えたことで、売上高は、18,397百万円（前年同期比109.7%）、セグメント利益（営業利益）は、205百万円（前年同期は19百万円のセグメント損失）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高とセグメント利益への影響はございません。

③ 動物用医薬品卸売事業

動物用医薬品卸売事業におきましては、市場の回復により売上高は、10,399百万円（前年同期比106.0%）、セグメント利益（営業利益）は、物流費等の増加により371百万円（前年同期比92.5%）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は0百万円増加しましたが、セグメント利益への影響はございません。

④ その他事業

その他事業におきましては、介護事業の収益が改善されたものの、スポーツ関連施設事業等の業績が振るわず、売上高は、4,201百万円（前年同期比103.6%）、セグメント損失（営業損失）は、131百万円（前年同期は156百万円のセグメント損失）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高とセグメント利益への影響はございません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は5,556百万円であり、その主なものはシステム関連費用と、連結子会社の本社、支店、倉庫等の新築工事代金であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

設備投資のための資金は全額自己資金により充当しました。

(4) 対処すべき課題

医療用医薬品は、2019年10月、2020年4月、2021年4月、2022年4月と約2年半の間に4回の薬価改定が行われました。今後も毎年の薬価改定が予定されており薬剤費の抑制政策は継続されることが予想されます。

このような状況の中、当社グループでは2022年4月から第5次中期経営計画をスタートさせました。医薬品卸売事業においては、医療用医薬品市場の低成長下においても効率化を進めて利益を創出し続ける事業体制を確立するだけでなく、医薬品卸売事業で培った医療機関へのネットワークに加え、自治体・介護業者など地域のヘルスケアの提供者とのネットワークで地域のヘルスケアに深耕しているという当社グループの強みを基盤に、様々な商品・サービスを通して、サポート及びソリューションを提供するとともに成長分野を着実に取り込み、メーカー、行政、顧客、地域から選ばれる企業集団になることを目指してまいります。特に、今後急速に進むことが予想される医療のDX化にいち早く対応できるよう注力してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は今後も激しく変化してまいります。常に環境に適応し、市場のニーズに迅速に応えることで新しい企業価値を創造していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第10期 2018年度	第11期 2019年度	第12期 2020年度	第13期 2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高	559,712百万円	562,505百万円	537,030百万円	577,249百万円
経 常 利 益	6,909百万円	6,404百万円	693百万円	5,834百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	5,084百万円	4,642百万円	1,171百万円	4,770百万円
1株当たり当期純利益	90.22円	83.33円	21.26円	87.88円
総 資 産	329,747百万円	307,705百万円	311,401百万円	313,033百万円
純 資 産	96,788百万円	97,198百万円	103,916百万円	100,041百万円

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) バイタルネット	3,992百万円	100%	医薬品卸売業
(株) ケーエスケー	1,328百万円	100%	医薬品卸売業

③ 特定完全子会社の状況

イ. 特定完全子会社の名称

株式会社バイタルネット

ロ. 特定完全子会社の住所

仙台市青葉区大手町1番1号

ハ. 特定完全子会社の株式の当事業年度における帳簿価額の合計額

31,659百万円

ニ. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

69,162百万円

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

- ① 医薬品卸売事業
- ② 薬局事業
- ③ 動物用医薬品卸売事業
- ④ その他事業
農薬等の卸売業、運送業、介護サービス業、医療機関に対するコンサルティング業、損害保険代理業、不動産斡旋業、駐車場業等

(8) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

当 社	本 店	東京都世田谷区
	本 社 事 務 所	東京都中央区
(株)バイタルネット	本 社	仙台市青葉区
	宮 城 物 流 セ ン タ ー	宮城県黒川郡大和町
	山 形 物 流 セ ン タ ー	山形県山形市
	新 潟 物 流 セ ン タ ー	新潟市西区
	川 口 物 流 セ ン タ ー	埼玉県川口市
	青 森 営 業 部	青森県青森市
	岩 手 営 業 部	岩手県紫波郡矢巾町
	秋 田 営 業 部	秋田県秋田市
	宮 城 営 業 部	仙台市泉区
	山 形 営 業 部	山形県山形市
	福 島 営 業 部	福島県郡山市
	新 潟 営 業 部	新潟市西区
	北 関 東 営 業 部	栃木県宇都宮市
	首 都 圏 営 業 部	東京都世田谷区
(株)ケーエスケー	本 社	大阪市中央区
	兵 庫 物 流 セ ン タ ー	神戸市西区
	大 阪 物 流 セ ン タ ー	堺市美原区
	京 都 物 流 セ ン タ ー	京都府宇治市
	大 阪 第 一 ・ 第 二 営 業 部	大阪市中央区
	兵 庫 第 一 ・ 第 二 営 業 部	神戸市灘区
	京 滋 営 業 部	京都市南区
	紀 和 営 業 部	和歌山県和歌山市

(9) 企業集団の従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,754名	58名増

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、嘱託契約の従業員を含む。）であり、臨時従業員〔1,636名〕は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株)三菱UFJ銀行	2,260百万円
三井住友信託銀行(株)	2,250百万円
(株)七十七銀行	2,210百万円
(株)三井住友銀行	1,900百万円
(株)みずほ銀行	1,000百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 230,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 61,224,796株
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式7,866千株を含んでおります。
 (3) 株主数 4,418名
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
(有) 鈴彦	4,892千株	9.16%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	4,679	8.77
みずほ信託銀行(株)退職給付信託	2,214	4.14
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,754	3.28
田辺三菱製薬(株)	1,455	2.72
鈴木賢	1,357	2.54
ケーエスケー従業員持株会	1,333	2.50
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,275	2.38
大日本住友製薬(株)	1,199	2.24
(有) クエコ	1,187	2.22

- (注) 1. 当社は7,866千株を自己株式として所有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託導入に際して設定した(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式120,879株を含んでおりません。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託名義の株式2,214千株は第一三共(株)が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については第一三共(株)が指図権を留保しております。
3. 大日本住友製薬(株)は、2022年4月1日付で住友ファーマ(株)に商号を変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
鈴木 賢	取締役会長	(株)バイタルネット代表取締役会長 (株)ほくやく・竹山ホールディングス社外取締役 (株)フォレストホールディングス社外取締役 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 会長
村井 泰介	代表取締役社長	CEO兼CIO兼経営企画担当 (株)バイタルネット代表取締役 (株)ケーエスケー取締役 (株)ファイネス取締役
岡本 総一郎	代表取締役副社長	コーポレートコミュニケーション担当 (株)ケーエスケー代表取締役社長 (株)バイタルネット取締役
一條 武	代表取締役副社長	営業・仕入・渉外担当 (株)バイタルネット代表取締役社長
服部 保	取締役	経理財務担当 (株)ケーエスケー取締役会長
一條 宏	取締役	薬局事業担当 (株)医療経営研究所代表取締役社長 (株)バイタルネット相談役
井口 順之	取締役	CSR・総務・人事・法務コンプライアンス・監査担当 (株)ケーエスケー取締役
松井 秀太郎	取締役	(株)ファイネス代表取締役社長
眞鍋 雅昭	取締役	(株)ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役会長 (株)ほくやく代表取締役会長 (株)フォレストホールディングス社外取締役
吉村 恭彰	取締役	(株)フォレストホールディングス代表取締役社長 (株)アステム代表取締役会長 (株)リードヘルスケア代表取締役会長 (株)ダイコー沖縄代表取締役会長 (株)ほくやく・竹山ホールディングス社外取締役 大分商工会議所会頭

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
自念裕文	常勤監査役	(株)ケーエスケー監査役
本田孝宏	監査役	(株)バイタルネット常勤監査役
高橋誠也	監査役	弁護士
西谷剛史	監査役	公認会計士 (株)プライムムーバー代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち眞鍋雅昭氏及び吉村恭彰氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち高橋誠也氏及び西谷剛史氏は社外監査役であります。
 3. 眞鍋雅昭氏、吉村恭彰氏、高橋誠也氏及び西谷剛史氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の責任額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の一部子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてアドバイザーミーティングへ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、アドバイザーミーティングからの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位や職責、業績等を総合的に判断して決定することを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③ 業績連動報酬の内容及び額又はポイント数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した株式給付信託制度（2016年6月29日の当社株主総会にて決議）を導入し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントを付与いたします。対象役員のポイント数は当社グループを完全に離脱した際まで蓄積され、ポイント数に応じた株式を受け取ることであります。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外役員（社外取締役2名、社外監査役2名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングの答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

④ 業績連動報酬の額又はポイント数の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、アドバイザリーミーティングにおいて検討を行うものとしております。取締役会（⑦の委任を受けた代表取締役社長）はアドバイザリーミーティングの答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

⑤ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

業績連動報酬等である信託型株式報酬に係る業績指標については、その時々において経営管理上重視する指標を基礎に、アドバイザリーミーティングにおいての検討を踏まえて選択するものとしております。なお、当事業年度の業績指標である連結営業利益の実績は2,945百万円であります。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額220,000,000円以内（うち、社外取締役年額20,000,000円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第7回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を年額45,000,000円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は13名であります。なお、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行に伴い、2021年6月25日開催の第12回定時株主総会において、当該業績連動型株式報酬に係るポイント数は年間50,000ポイント以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名であります。当社監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額25,000,000円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会の決議により代表取締役社長兼CEO兼CIO兼経営企画担当村井泰介にその具体的な決定を委任しております。代表取締役社長に委任する権限は、上記取締役会において決議された総額の範囲内における個人別の固定報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、アドバイザリーミーティングの答申内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	2名 (2)	7,200千円 (7,200)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	18,435千円 (7,200)
合 計	5名	25,635千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役10名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役8名及び監査役1名が存在していることによるものであります。
3. 上記のほか、業績連動型株式報酬である信託型株式報酬制度に基づき、当事業年度において取締役7名にポイントを付与し、当事業年度の費用として5,512千円計上しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 眞鍋 雅昭

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)ほくやくの代表取締役を兼務し、同社と当社子会社は商品の取引関係にあります
が、その取引額は当社連結の売上高の1%未満であり、僅少です。

(株)ほくやく・竹山ホールディングスの代表取締役であり、同社と当社間に重要な取引、
その他の関係はありません。

(株)フォレストホールディングスの社外取締役であり、同社と当社間に重要な取引、
その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回(定時12回 臨時2回)の取締役会のうち、合計10回
(71.4%)出席しております。また、社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)と
代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて当業
界の経験豊富な経営者としての視点から、当社の経営に有用な助言、提言を受けており
ます。

② 取締役 吉村 恭彰

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)リードヘルスケアの代表取締役を兼務し、同社と当社子会社は商品の取引関係にあ
りますが、その取引額は当社連結の売上高の1%未満であり、僅少です。

(株)フォレストホールディングス、(株)アステム、(株)ダイコー沖縄の代表取締役及び大分
商工会議所会頭を兼務しておりますが、当該会社等と当社との間に重要な取引、その他
の関係はありません。

(株)ほくやく・竹山ホールディングスの社外取締役であり、同社と当社間に重要な取引、
その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回(定時12回 臨時2回)の取締役会のうち、合計12回
(85.7%)出席しております。また、社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)と
代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて当業
界の経験豊富な経営者としての視点から、当社の経営に有用な助言、提言を受けており
ます。

③ 監査役 高橋 誠也

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社子会社と顧問弁護士契約を締結しており、その報酬額は年間2百万円であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回（定時12回 臨時2回）の取締役会のうち、合計14回（100%）出席し、当事業年度に開催した9回の監査役会のうち、9回（100%）出席しております。また、社外役員（社外取締役2名、社外監査役2名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて弁護士としての立場、見地から適宜必要な発言を行っております。

④ 監査役 西谷 剛史

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)プライムムーバー代表取締役であり、同社と当社間に重要な取引、その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回（定時12回 臨時2回）の取締役会のうち、合計14回（100%）出席し、当事業年度に開催した9回の監査役会のうち、9回（100%）出席しております。また、社外役員（社外取締役2名、社外監査役2名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて公認会計士としての立場、見地から適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

15百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

73百万円

(注) 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役会において監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2009年4月1日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2011年4月27日開催の取締役会及び2015年4月22日開催の取締役会において、一部改訂いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を定め基本方針を次のとおりとします。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に応じて不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守を経営上の最重要課題と位置付け、「コンプライアンス綱領」を全ての取締役及び使用人の行動の規範とします。
- ② 法令等の遵守体制を確保するため、CSR（企業の社会的責任）担当の取締役を定め、かつ同取締役を長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置します。
- ③ 当社及びグループ会社に所属する者からのコンプライアンス違反行為に関する内部通報の申告窓口を法務コンプライアンス部とし法務コンプライアンス部は申告者の匿名性を保持した上で、申告内容をリスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ④ 監査部による内部監査をグループ全体に対して定期的を実施します。
- ⑤ 反社会的勢力とは直接・間接を問わず一切の関係を持ちません。不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（紙他電磁的記録を保存できるあらゆる外部記憶媒体を含みます）に記録し、保存します。
- ② 取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査役からの要請に備え、常時文書を閲覧可能な状態で管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団のリスクを適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行います。

- ① 重大な法令違反等の信用失墜、災害等に対して「リスク管理規程」に基づき、適切に対

応じます。

- ② 財務報告及び資産保全に関するリスク管理のために、販売管理規程、債権管理規程、商品管理規程、経理規程等の社内規程の運用の徹底を図ります。
- ③ 担当部門が明らかなその他のリスク管理については、それぞれの部門にてガイドライン等を作成して社内にその運用の徹底を図ります。
- ④ 部門横断的なリスク及び担当部門が明らかではないリスクが想定された場合は、速やかに担当取締役、担当部門を定めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程に定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催します。
- ② 組織規程、業務分掌規程により組織の構成と各組織の所掌業務を明確にし、かつ職務権限規程により各職位の職務権限及び責任を明確にすることにより、効率的な業務執行を確保します。
- ③ 社内のコンピュータネットワークを活用した情報伝達により、効率的な業務執行を確保します。
- ④ 現行の社内規程を検証し、効率性を高める管理体制を確立します。

(5) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団における業務の適正を確保するため、当社及び子会社の全ての役員と従業員が遵守すべき規範として「コンプライアンス綱領」を定めます。
- ② 関係会社管理規程及び業務分掌規程により、子会社に関する業務の分担を定め、当該担当部門が子会社の業務の適正を確保するため統制します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、会社は協議の機会を持つこととします。また、当該使用人が行う補助業務の独立性を確保するため、人事異動・評価等を行う場合は、あらかじめ監査役会に相談し、意見を求めることとします。

(7) 当社の企業集団の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告します。
- ② 報告すべき具体的な事項と報告の方法については、取締役と監査役会が協議して決定します。
- ③ 内部監査の実施状況については、定期的に監査部から監査役（会）に報告します。
- ④ 監査役は取締役会を含む会社の重要会議に出席します。
- ⑤ 企業集団の取締役及び使用人が、監査役への報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役は定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めます。
- ② 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を重点監査項目とします。
- ③ 監査部は、監査役の業務を補助することができることとします。
- ④ 監査役の職務を遂行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うこととします。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

グループ全体の財務報告の信頼性確保及び内部統制報告制度への適切な対応のため、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を評価する体制を構築します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制に関する事項

- ・ リスク・コンプライアンス委員会を2回開催し、主要な事業会社のリスク・コンプライアンスに係る報告を行っております。また、その報告内容をCSR担当役員が取締役会において報告しております。
- ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、評価は終了しております。

コンプライアンスに関する事項

- ・グループ全社員（臨時社員を含む）を対象にしたコンプライアンス研修を今期は2回実施いたしました。
- ・2019年度からの中期経営計画においてもCSRの推進を掲げており、さらなるコンプライアンスの徹底に取り組むことを決定しております。
- ・監査部が監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を監査担当役員が取締役に報告しております。
- ・反社会的勢力排除に向けた対応として、主要な事業会社では警察当局や関係団体と連携し、反社会的勢力に関する情報収集を行いました。また、社員の外部研修への参加、ポスター掲示による啓蒙活動を行っております。

取締役の職務執行及び情報管理に関する事項

- ・情報セキュリティポリシーを制定し、コンプライアンスの徹底とともに情報セキュリティの確保は重要な施策と位置付け、情報セキュリティの確保に努めています。
- ・取締役会等の資料・議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について関連規程に基づき適切に管理保存しております。これらの文書については全ての取締役・監査役が閲覧できることとしております。
- ・社内規程により取締役会決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、2021年度においては取締役会を14回開催し重要事項の決定を行っております。また経営会議を12回開催し重要事項の審議等を行っております。

監査役に関する事項

- ・監査役は重要な会議への出席のほか、監査部・会計監査人と定期的あるいは随時会合を行うとともに、代表取締役との定期的あるいは随時会合し面談・情報交換を行っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、継続的かつ安定的な配当を行うとともに、長期的な視点による企業価値の最大化のため内部留保の充実にも努めてまいります。

当期の配当金は、既に実施いたしました中間配当金の1株につき12円、期末配当金につきましては1株につき普通配当12円に、予想を上回る業績を上げることができたことで特別配当2円を加え14円とし、年間で1株につき26円とすることに決定いたしました。

次期の配当におきましては、中間配当金は1株につき12円、期末配当金は1株につき12円、年間で1株につき24円とする予定であります。

-
- (注) 1. 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	198,532	流動負債	190,092		
現金及び預金	26,971	支払手形及び買掛金	176,685		
受取手形及び売掛金	119,533	短期借入金	990		
棚卸資産	31,788	1年内返済予定の長期借入金	970		
未収入金	16,617	未払法人税等	2,399		
その他の当金	3,672	賞与引当金	1,542		
貸倒引当金	△50	その他の負債	7,505		
固定資産	114,501	固定負債	22,898		
有形固定資産	45,761	長期借入金	7,760		
建物及び構築物	19,303	リース負債	2,129		
機械装置及び運搬具	595	繰延税金負債	9,744		
土地	20,735	退職給付に係る負債	2,629		
リース資産	2,885	役員退職慰労引当金	193		
建設仮勘定	1,629	役員株式給付引当金	51		
その他の他資産	612	その他の負債	391		
無形固定資産	5,036	負債合計	212,991		
のれん	2,874	純資産の部			
ソフトウェア	1,356	株主資本	75,631		
その他の他資産	805	資本金	5,000		
投資その他の資産	63,703	資本剰余金	12,810		
投資有価証券	47,508	利益剰余金	64,402		
長期貸付金	1,588	自己株式	△6,581		
繰延税金資産	383	その他の包括利益累計額	23,329		
退職給付に係る資産	7,684	その他有価証券評価差額金	21,645		
差入保証金	6,112	退職給付に係る調整累計額	1,683		
その他の他資産	1,002	非支配株主持分	1,080		
貸倒引当金	△576	純資産合計	100,041		
資産合計	313,033	負債純資産合計	313,033		

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	5,000	12,810	60,285	△5,025	73,070
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△653		△653
親会社株主に帰属する当期純利益			4,770		4,770
自 己 株 式 の 取 得				△1,559	△1,559
株式給付信託による自己株式の処分				3	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	4,116	△1,555	2,561
当 期 末 残 高	5,000	12,810	64,402	△6,581	75,631

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	27,652	2,220	29,873	972	103,916
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			－		△653
親会社株主に帰属する当期純利益			－		4,770
自 己 株 式 の 取 得			－		△1,559
株式給付信託による自己株式の処分			－		3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,006	△537	△6,543	108	△6,435
当 期 変 動 額 合 計	△6,006	△537	△6,543	108	△3,874
当 期 末 残 高	21,645	1,683	23,329	1,080	100,041

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,356	流 動 負 債	14,243
現金及び預金	3,444	買掛金	12,469
売掛金	12,524	リース債務	284
前払費用	36	未払金	464
未収入金	377	未払法人税等	20
その他の	973	賞与引当金	29
固 定 資 産	51,806	1年内返済予定の長期借入金	970
有形固定資産	717	その他の	5
建物	0	固 定 負 債	8,667
機械装置	15	長期借入金	7,760
器具備品	40	リース債務	900
リース資産	620	その他の	6
建設仮勘定	40	負 債 合 計	22,910
無形固定資産	1,682	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,030	株 主 資 本	46,249
リース資産	447	資本金	5,000
その他の	204	資本剰余金	40,487
投資その他の資産	49,406	資本準備金	1,250
投資有価証券	105	その他資本剰余金	39,237
関係会社株式	48,205	利益剰余金	7,343
長期貸付金	1,000	その他利益剰余金	7,343
繰延税金資産	19	繰越利益剰余金	7,343
その他の	75	自己株式	△6,581
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		純 資 産 合 計	46,251
資 産 合 計	69,162	負 債 及 び 純 資 産 合 計	69,162

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	4,039
関 係 会 社 経 営 指 導 料	583
関 係 会 社 業 務 受 託 料	235
関 係 会 社 受 入 手 数 料	43
営 業 費 用	
一 般 管 理 費	783
営 業 利 益	4,118
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	10
そ の 他	4
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	48
そ の 他	0
経 常 利 益	4,085
税 引 前 当 期 純 利 益	4,085
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24
法 人 税 等 調 整 額	△12
当 期 純 利 益	4,073

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	5,000	1,250	39,237	40,487	3,923
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				－	△653
当 期 純 利 益				－	4,073
自 己 株 式 の 取 得				－	
株式給付信託による自己株式の処分				－	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－	
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	3,420
当 期 末 残 高	5,000	1,250	39,237	40,487	7,343

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	3,923	△5,025	44,384	0	0	44,385
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△653		△653		－	△653
当 期 純 利 益	4,073		4,073		－	4,073
自 己 株 式 の 取 得	－	△1,559	△1,559		－	△1,559
株式給付信託による自己株式の処分	－	3	3		－	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－		－	1	1	1
当 期 変 動 額 合 計	3,420	△1,555	1,864	1	1	1,866
当 期 末 残 高	7,343	△6,581	46,249	1	1	46,251

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士 直和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士 直和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 贖本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス	監査役会	
常勤監査役	自 念 裕 文	Ⓧ
監 査 役	本 田 孝 宏	Ⓧ
社外監査役	高 橋 誠 也	Ⓧ
社外監査役	西 谷 剛 史	Ⓧ

(注) 監査役高橋誠也及び監査役西谷剛史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものがあります。

また、現行の参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示) 第17条 本社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第17条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1 変更前定款第17条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>(新設)</p>	

第2号議案 取締役10名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	すずき けん 鈴木 賢 (1948年6月11日生)	1974年 2月 (株)鈴彦〔現(株)バイタルネット〕入社 1980年 5月 同社取締役 1988年 6月 同社代表取締役専務 1990年 4月 同社代表取締役副社長 1994年 4月 同社代表取締役社長 2005年 6月 同社代表取締役兼社長執行役員 2009年 4月 当社代表取締役社長 2015年 6月 当社代表取締役会長 2015年 6月 (株)バイタルネット代表取締役会長 2021年 6月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) (株)バイタルネット代表取締役会長 (株)ほくやく・竹山ホールディングス社外取締役 (株)フォレストホールディングス社外取締役 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会会長	1,357,375株
[取締役候補者とした理由] 2009年の当社設立から2015年6月まで代表取締役社長を務めており、当社における経営全般の管理監督を担ってまいりました。経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">むら い たい すけ 村 井 泰 介 (1954年4月1日生)</p>	<p>1987年4月 サンエス(株)〔現(株)バイタルネット〕入社 1989年10月 同社経営企画室長 1990年6月 同社取締役 1994年6月 同社常務取締役 1996年4月 同社営業本部長 1997年4月 同社専務取締役 2006年6月 同社取締役副社長 2006年6月 同社社長補佐兼渉外担当兼IR担当 2009年4月 当社取締役〔経営企画担当〕 2014年6月 (株)バイタルネット代表取締役副社長 兼執行役員社長補佐兼渉外担当 2014年6月 (株)ファイネス取締役(現任) 2015年6月 (株)バイタルネット代表取締役(現任) 2015年6月 当社代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役社長兼CEO兼CIO 2018年6月 (株)ケーエスケー取締役(現任) 2019年6月 当社代表取締役社長兼CEO兼CIO兼経営企画担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)バイタルネット代表取締役 (株)ケーエスケー取締役 (株)ファイネス取締役</p>	105,900株
<p>[取締役候補者とした理由] 当社設立時からおもに経営企画を担当し、2015年6月より当社の代表取締役社長を務めております。経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	おか もと そういちろう 岡本 総一郎 (1963年8月14日生)	1993年 3月 (株)協進 (現(株)ケーエスケー) 入社 2008年 7月 (株)ケーエスケー I R・広報部長 2013年 7月 同社経営戦略部長 2014年 6月 同社執行役員 2016年 4月 同社社長室長 2016年 4月 当社経営企画部 I R 担当部長 2017年 6月 (株)ケーエスケー取締役社長室長兼営業本部長補佐 2018年 6月 同社代表取締役社長 (現任) 2018年 6月 当社取締役 [I R 担当] 2019年 6月 (株)バイタルネット取締役 (現任) 2020年 6月 当社代表取締役副社長 [コーポレートコミュニ ケーション担当] (現任) (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー代表取締役社長 (株)バイタルネット取締役	152,630株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーにおいて経営企画部門を経験し、2018年6月より同社の代表取締役社長を務め、2020年6月より当社の代表取締役副社長を務めております。高度な見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">いち じょう たけし 一 條 武 (1959年10月16日生)</p>	<p>1985年4月 サンエス(株)〔現(株)バイタルネット〕入社 1997年4月 同社福島支店長 2002年10月 同社山形営業部長 2006年7月 同社執行役員宮城営業部長 2009年7月 同社営業本部長 2010年6月 同社取締役 2012年6月 当社取締役 2012年7月 当社取締役営業担当〔(株)バイタルネット担当〕 2012年7月 (株)バイタルネット取締役常務執行役員 2013年7月 当社取締役〔営業・仕入担当〕 2015年6月 (株)バイタルネット代表取締役社長〔現任〕 2015年6月 当社取締役〔渉外担当〕 2017年6月 当社取締役〔営業担当〕 2018年6月 当社取締役〔I R担当〕 2019年6月 当社取締役〔営業・仕入担当〕 2020年6月 当社取締役副社長〔営業・仕入・渉外担当〕 2021年6月 当社代表取締役副社長〔営業・仕入・渉外担当〕〔現任〕</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)バイタルネット代表取締役社長</p>	109,300株
<p>[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)バイタルネットの代表取締役社長を務め、2020年6月より当社の取締役副社長を務め、2021年6月より当社の代表取締役副社長を務めております。営業部門の責任者として豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	はつ とり たもつ 服 部 保 (1951年4月26日生)	1975年4月 (株)太陽神戸銀行入行 2000年4月 (株)さくら銀行岡山支店長 2001年4月 (株)三井住友銀行岡山法人営業部長 2003年5月 (株)ケーエスケー出向 2003年6月 同社執行役員財務部長 2004年3月 同社入社 2004年6月 同社取締役 2009年4月 当社取締役〔管理担当〕 2012年6月 (株)ケーエスケー管理本部長〔経営企画担当〕 2013年7月 当社取締役〔総務・経理財務・人材開発担当〕 2014年7月 当社取締役〔経理財務・人材開発担当〕 2014年7月 (株)ケーエスケー代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役副社長〔経理財務・人材開発担当〕 2015年6月 (株)バイタルネット取締役 2016年6月 当社代表取締役副社長〔経理財務担当〕 2018年6月 (株)ケーエスケー代表取締役会長 2019年6月 当社代表取締役副社長〔総務・人事・経理財務担当〕 2020年6月 (株)ケーエスケー取締役会長(現任) 2020年6月 当社取締役〔総務・人事・経理財務担当〕 2021年6月 当社取締役〔経理財務担当〕(現任) (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー取締役会長	6,100株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーの取締役会長を務めております。経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	いち じょう ひろし 一 條 宏 (1953年8月1日生)	1981年11月 (株)鈴彦〔現(株)バイタルネット〕入社 1997年6月 同社取締役 1999年6月 同社営業企画室長兼薬事・カスタマーサポート担当 2005年6月 同社執行役員薬事管理担当兼カスタマーサポートセンター担当兼介護部門担当 2006年6月 (株)医療経営研究所代表取締役社長(現任) 2006年6月 (株)バイタルケア代表取締役社長 2010年6月 当社取締役 2010年6月 (株)バイタルネット取締役 2011年7月 同社情報システム担当兼(株)VKシェアードサービス代表取締役社長 2013年6月 当社取締役〔事業開発・ICT戦略担当〕 2015年6月 (株)バイタルネット相談役(現任) 2017年6月 当社取締役〔事業開発担当〕 2018年6月 当社取締役〔薬局事業担当〕(現任) (重要な兼職の状況) (株)医療経営研究所代表取締役社長 (株)バイタルネット相談役	105,017株
[取締役候補者とした理由] 当社の事業会社である(株)医療経営研究所の代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験、高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			
7	い ぐち とし ゆき 井 口 順 之 (1968年3月16日生)	1990年4月 (株)ダイゴ〔現(株)ケーエスケー〕入社 2010年4月 (株)ケーエスケー長浜支店長 2017年7月 同社執行役員 京滋営業部長 2019年5月 同社執行役員 人事部長 2019年6月 同社取締役 総務部長兼人事部長 2020年6月 同社取締役 管理本部長兼人事部長 2020年6月 当社執行役員〔法務コンプライアンス部長 2021年6月 当社取締役〔CSR・総務・人事・法務コンプライアンス・監査担当〕(現任) (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー取締役	2,300株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーにおいて営業・管理部門を経験し、当社においては2021年6月より取締役を務めております。幅広く豊富な経験と高い見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	まつ い しゅうたろう 松井 秀太郎 (1957年9月29日生)	1985年 5月 松井薬品(株)〔現(株)ファイネス〕入社 1992年 7月 同社代表取締役専務 1998年10月 (株)フレット〔現(株)ファイネス〕代表取締役社長 2014年 1月 (株)ファイネス代表取締役社長 (現任) 2015年 6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ファイネス代表取締役社長	0株
[取締役候補者とした理由] (株)ファイネスの代表取締役社長を務め、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
9	ま なべ まさ あき 眞鍋 雅昭 (1942年11月27日生)	1965年 4月 (株)一の眞鍋五郎薬局〔現(株)ほくやく〕入社 1971年10月 同社取締役 1991年 4月 同社代表取締役社長 1999年 6月 サンエス(株)〔現(株)バイタルネット〕取締役 2003年 6月 (株)ほくやく代表取締役社長執行役員 2006年 9月 (株)ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役社長 2007年 7月 同社代表取締役社長執行役員 2009年 4月 当社取締役 (現任) 2012年 6月 (株)ほくやく代表取締役会長 (現任) 2015年 6月 (株)ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役社長 2018年 6月 同社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役会長 (株)ほくやく代表取締役会長 (株)フォレストホールディングス社外取締役	54,300株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点で当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、取締役候補者といたしました。医薬品卸売業の経営者として豊富な経験・実績、高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	よしむら やすあき 吉村 恭彰 (1953年10月17日生)	1980年 7月 吉村薬品(株)〔現(株)アステム〕入社 1986年 6月 同社取締役 1994年 4月 同社代表取締役社長 2000年 6月 サンエス(株)〔現(株)バイタルネット〕取締役 2008年10月 (株)フォレストホールディングス代表取締役社長(現任) 2009年 4月 当社取締役(現任) 2017年 4月 (株)アステム代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) (株)フォレストホールディングス代表取締役社長 (株)アステム代表取締役会長 (株)リードヘルスケア代表取締役会長 (株)ダイコー沖縄代表取締役会長 (株)ほくやく・竹山ホールディングス社外取締役 大分商工会議所会頭	53,600株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、取締役候補者といたしました。医薬品卸売業の経営者として豊富な経験・実績、高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。</p>			

- (注) 1. 眞鍋雅昭氏、吉村恭彰氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 眞鍋雅昭氏は(株)ほくやくの代表取締役を兼務し、吉村恭彰氏は(株)アステムの代表取締役を兼務しており、両社は当社子会社と同一の部類に属する事業を営んでいます。また、眞鍋雅昭氏が代表取締役を兼務している(株)ほくやくと当社子会社は商品の取引関係がありますが、その金額は当社連結の売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の選任にあたっては、問題のない水準と認識しております。同じく、吉村恭彰氏が代表取締役を兼務する(株)リードヘルスケアと当社子会社は商品の取引関係がありますが、その金額は当社連結の売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の選任にあたっては、問題のない水準と認識しております。他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は眞鍋雅昭氏、吉村恭彰氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
4. 眞鍋雅昭氏が代表取締役を兼務する(株)ほくやく・竹山ホールディングス及び吉村恭彰氏が代表取締役を兼務する(株)フォレストホールディングスには当社の取締役である鈴木賢氏が両社の社外取締役に就任しております。
5. 眞鍋雅昭氏、吉村恭彰氏の在任期間は、本総会終結の時をもって13年2ヶ月であります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。保険料は全額当社が負担いたします。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

<株主提案（第3号議案から第4号議案）>

株主提案に係る各議案については、提出された原文のまま記載しております。

第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において、年額220百万円以内（うち、社外取締役については20百万円以内）とすること、2016年6月29日の株主総会において株式給付信託制度が承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記株式給付信託制度に代えて、対象取締役に對し、新たに年額220百万円以内、付与株式数の上限293,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付き株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に對し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役（社外監査役を含む）とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されており、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

第3号議案に対する取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、このうち業績連動報酬等として、2016年6月開催の定時株主総会においてご承認いただいたとおり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した株式給付信託制度の導入により取締役に対する企業価値向上のインセンティブ制度を実施しております。目標となる業績指標と値については、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定の上、アドバイザーミーティングの答申を踏まえ、適宜、環境の変化に応じた見直しを行っております。

かかる業績連動報酬等については、今回ご提案の譲渡制限付株式制度を含めた多様な選択肢を前提として、随時、制度導入の可否・適否を検討しております。

しかしながら、株主提案による本議案の内容は、年額220百万円以内、付与株式数の上限293,000株という点において当社の利益水準からして現状過大であり、また、支給対象が取締役を含む上級職者に限定されることから経営陣と一般従業員との一体感が損なわれかねないことに加え、その対象に監査役、社外取締役が含まれており監査、牽制機能を阻害しかねない点においても、適切ではないと考えております。

従いまして、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

第4号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数5,530,000株、取得価額の総額金4,147,500,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

第4号議案に対する取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、自己株式の取得に関しては、効果的な時期に効果的な規模で自己株式の取得を可能とすることを目的として、定款の定めにより取締役会の決議を以って実行できるようになっております。過去3事業年度においても、2021年3月期の業績の悪化はございましたが2回の自己株式の取得を実行しており、2022年3月期の総還元性向は62%となっているように、株主還元方針に沿って株主の皆様への還元を実施してまいりましたし、今後も実施していく意向でございます。

また、当社は、いついかなるときも必要としている人たちに医薬品をお届けすることを会社の重要課題（マテリアリティ）と定め、2021年10月発表の「統合報告書2021」15頁～16頁に記載のように当社の価値創造を実現するためのインフラ機能の強化や、エマージングビジネスへの投資、基幹システムオープン化などによるコスト効率化に向けたシステム投資を行いながら中長期的な企業価値の向上を目指しております。

しかしながら、株式総数5,530,000株、取得価額の総額金4,147,500,000円という株主提案による本議案は、その規模が2022年3月期の当期純利益額に迫る規模であり、このような議案が可決されれば、医薬品の流通を担う当社にとって必要な投資の財源が奪われ、当社の中長期的な成長や、前述のとおり、いついかなるときも必要としている人たちに医薬品をお届けするという当社の社会的使命を果たすことさえも危うくするものと考えております。

従いまして、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

以上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

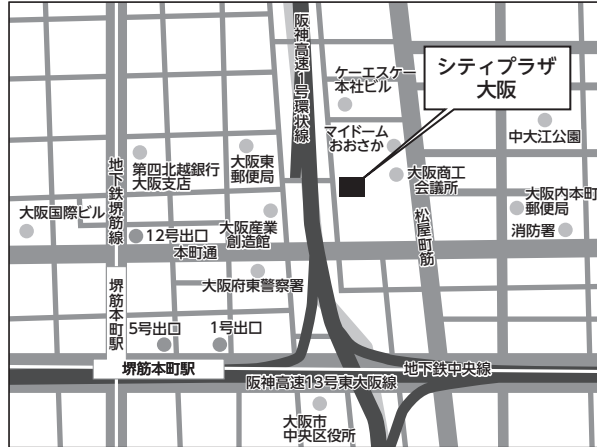
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内図

会場 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2-31
シティプラザ大阪 2階大宴会場「旬」
電話 06-6947-7888

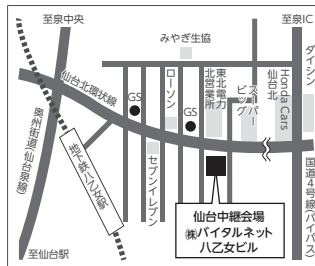


地下鉄堺筋線・中央線堺筋本町駅 1号出口から徒歩約8分
12号出口から徒歩約6分
駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

仙台中継会場のご案内

仙台中継会場は株主総会の会場ではございません。
大阪の定時株主総会会場の模様を映像でご覧いただけます。

会場 〒981-3188 宮城県仙台市泉区八乙女三丁目3番地の1
株式会社バイタルネット八乙女ビル 4階会議室
電話 022-218-6135



仙台市営地下鉄南北線八乙女駅より徒歩約20分

